

**静岡県告示第490号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年6月30日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
136号	伊豆の国市南江間字桜ヶ洞山2028番の8から 伊豆の国市南江間字屋佐ヶ洞山2018番の4まで	令和2年7月1日 午後3時

=====

**静岡県告示第491号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年6月30日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
静浦港葦山停車場線	伊豆の国市南江間字八ツ島1302番の4から 伊豆の国市南江間字八ツ島1269番の3まで	令和2年7月1日 午後3時

=====

**静岡県告示第492号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年6月30日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

静岡県知事 川勝平太

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
150号	御前崎市塩原新田字前雨垂 1118 番の 3 地先から 御前崎市合戸字東前 2039 番の 3 まで	令和 2 年 6 月 30 日

=====

**静岡県告示第493号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年6月30日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
豊田竜洋線	磐田市池田字東川原417番の24から 磐田市池田字林961番の5まで	令和 2 年 6 月 30 日